

人権条例・基本計画普及啓発事業委託先募集要領

1 事業の目的

2022年4月に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」は、あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている。その中で、条例に基づく基本計画として2024年3月に「あいち人権推進プラン」を策定したところであり、今後は、条例及び基本計画の内容について、県民の理解をより一層深め、条例の実効性を高めていく必要がある。

そこで、条例及び基本計画の内容を踏まえ、人権課題をテーマとした講演会及び県内の企業、大学、NPO等と連携し、人権について考えるためのワークショップを開催する。

2 業務内容

講演会及び地域の企業、大学、NPO等と連携したワークショップを開催する。
詳細は「人権条例・基本計画普及啓発事業委託仕様書」のとおりとする。

3 委託金額限度額

4,225,100円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3の各号いずれかの規定に該当する場合は、全額免除とする。

4 契約期間

契約締結日から2027年2月28日（日）まで

5 応募資格

応募資格者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 企画提案書提出期限時点において、入札参加資格者名簿(最新のもの)「(大分類) 03. 役務の提供等」のうち、「(中分類) 03. 映画等製作・広告・催事」の「(小分類) 03. 催事-01. イベント企画」又は「(中分類) 16. その他の業務委託等」の「(小分類) 03. 研修」に登録されていること。ただし、県内に事務所を有し、自らNPO活動を行っている民間非営利団体は、この限りではない（ここでいうNPO活動とは、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動をさすものとする。）。
- (2) 企画提案書の受付期間において、県から入札参加資格（指名）停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4＜一般競争入札の参加者の資格＞の規定に該当しないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法に基づく各種提出書類を適法に所轄庁に提出していること。

なお、上記（1）から（5）を満たす複数の団体からなる共同事業体による応募も可能とする。共同事業体で企画提案を行う場合は、事前に申し出ること。

6 応募方法

(1) 参加表明書の事前提出

本事業の受託を希望する事業者は、できるだけ速やかに、以下により参加表明書を事前提出すること。

ア 提出書類及び方法

件名を「人権条例・基本計画普及啓発事業委託の参加表明について」とした電子メールに別紙様式1を添付し、11の「連絡先・書類提出先」あてに送信すること。(押印不要)

イ 資料等の送付

県からの資料の送付その他連絡事項については、参加表明書の提出があった事業者に対してのみ実施する。

ウ その他

参加表明書の事前提出は、応募の必須条件とする。なお、参加表明書の事前提出を行っても、参加を取りやめることは可能である。

参加表明書の事前提出について、提出が遅くなった事業者は、そのことに起因する不利益があったとしても、事業者がその責を負うものとする。

(2) 企画提案書の提出

本事業の受託を希望する事業者は、以下により企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

(別紙様式2もしくは様式の内容を満たす任意様式) 8部 (正本1部、副本7部)

(イ) 経費積算書(税込表記) 8部 (正本1部、副本7部)

(ウ) パンフレット等事業者を紹介するもの 1部

(エ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(別紙様式3) 1部

イ 提出期限

2026年5月22日(金)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法

郵送または持参(持参の受付は平日の午前9時から午後5時まで)

エ 提出先

愛知県県民文化局人権推進課(愛知県東大手庁舎3階)

〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号

電話 052-954-6167

(3) 企画提案書の取り扱い

ア 応募資格を有さない者の応募や、提出物に不備のある場合は、受理しない。

イ 提出に係る一切の経費は、企画提案者の負担とする。また、提出された資料は返却しない。なお、県は提出された書類を本件業務委託者の選定以外の用途には使用しない。

7 企画提案書の選定等

(1) 選定方法

ア 提出された企画提案書については、県が設置する選定委員会において選定を行い(1次選定)、1次選定での点数が高いものから上位5件以内(2件以上)について、最終

選定を行う2段階方式とする。ただし、1次選定で基準を満たさない企画提案書については、最終選定を行わない。

イ 選定委員会は非公開とし、選定の経過等選定に関する問合せには応じない。

(2) 選定基準

選定においては、以下の項目について評価し、総合的な選定を行う。

評価項目	評価内容	配点		
1 企画	(1) 全般	・「愛知県人権尊重の社会づくり条例」及び「あいち人権推進プラン」の趣旨を十分理解しており、県民が身近な人権問題に気づき、理解を深めるための事業として効果が期待できる内容となっているか。	20	
	(2) イベント	ア	講演会について ・テーマ及び内容は人権問題への気づき理解につながる内容となっているか。 ・集客が期待できる登壇者を選定しているか。 ・多様な立場からのメッセージの発信となるよう登壇者の選定が工夫されているか。	10
		イ	・ファシリテーターは、進行及び参加者同士の交流を円滑に取り仕切ることができる能力、実績等を有する人物を選定しているか。	10
		ウ	・事例発表を行う企業、大学、NPO等は、先進的な取組や人権課題の解消に向けた取組を行っており、人権課題にも積極的に取り組んでいる者を選定しているか。	15
		エ	・イベントの広報方法は、集客に繋がるように工夫されているか。	10
		オ	・当日、円滑に運営できる体制が整っているか。	10
2 追加提案	・事業の趣旨に沿う効果的な内容となっているか。 ・具体的な実施内容、手法が明示されているか。 (追加提案がない場合：0点)	10		
3 業務実施体制	・本事業への取組体制が整っているか。 ・本事業と類似する業務実績を有しているか。	10		
4 見積経費	・見積経費項目や金額は、予算の範囲内で経済的かつ妥当であると認められるか。	5		
5 社会的価値の実現に資する取組	・人権啓発の推進、環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和、エコモビリティライフの推進、安全なまちづくりと交通安全の推進、健康づくりの推進、取引適正化の推進	7		

(3) 選定結果

選定結果については、全提案者に対して書面により通知する。

(4) 契約

選定委員会において選定された者と業務委託内容及び委託金額について協議の上、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

8 業務委託内容及び企画提案書に関する質問

(1) 受付期間 2026年4月15日(水)午前9時から4月30日(木)午後5時まで

(2) 提出先及び提出方法

愛知県県民文化局人権推進課のメールアドレスに提出すること。メールの件名は「人権条例・基本計画普及啓発事業委託について」とすること。

(3) 回答方法

2026年5月13日(水)までに人権推進課のWebページに掲載する。

[\(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/\)](https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/)

9 スケジュール(予定)

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 2026年4月15日(水) |
| (2) 質問の提出期限 | 4月30日(木)(午後5時まで(必着)) |
| (3) 質問への回答 | 5月13日(水) |
| (4) 企画提案書提出期限 | 5月22日(金)(午後5時まで(必着)) |
| (5) 選考委員(書面)による審査 | 5月下旬～ |
| (6) 事業者の決定、契約締結 | 6月中旬 |
| (7) 事業完了届の提出、完了検査 | 2027年3月上旬 |

10 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 以下の項目に該当した企画提案者は失格とし、その旨を通知するものとする。
 - ア 応募資格を満たしていないと判断される場合
 - イ 虚偽の記載や、他の提案者の妨害、他者の提案の代理をするなどの不正行為があったと認められた場合
- (3) 企画提案書の提出は1者1案とする。
- (4) 提出資料に係る個人情報、本業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は、愛知県に帰属するものとする。
- (6) 提出された企画提案書は、受託業者選定のための資料であり、正式な企画案については、愛知県と協議の上決定することとする。
- (7) 企画提案に基づく見積額は、契約時に至って、同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託先を決定するため、委託契約額が見積額と同額になるとは限らない。
- (8) 受託者は、業務委託の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県との連絡調整を行うこととする。
- (9) 本件契約は、電子契約(立会人型電子契約サービスを利用して行う契約)又は紙の契約書による契約手続きを選択できるものとする。

11 連絡先・書類提出先

愛知県県民文化局人権推進課(愛知県東大手庁舎3階)

〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号

電話 052-954-6167 FAX 052-973-3582 電子メール jinken@pref.aichi.lg.jp